

総務文教常任委員会記録

平成30年3月7日

【開催日】 平成30年3月7日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後3時24分

【出席委員】

委員長	河野朋子	副委員長	伊場勇
委員	笹木慶之	委員	高松秀樹
委員	長谷川知司	委員	宮本政志
委員	森山喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三	総務部長	芳司修重
人事課長	辻村征宏	消防課主幹	岩村淳
消防課消防庶務係長	日高辰将	消防課消防団係長	松岡賢吾
総合政策部長	川地諭	企画課長	河口修司
企画課長	河口修司	企画課課長補佐	河田圭司
公営競技事務所長	上田泰正	公営競技事務所副所長	大下賢二
公営競技事務所主事	長村知明	教育長	宮内茂則
教育部長	尾山邦彦	学校教育課長	三輪孝行
学校教育課主幹	真鍋伸明	学校教育課技監	井上岳宏
学校教育課主幹	麻野秀明		

【事務局出席者】

事務局長	中村聡	議事係長	中村潤之介
------	-----	------	-------

【審査内容】

- 1 議案第46号 山陽小野田市学校給食センター条例の制定について

(学教)

- 2 議案第24号 平成30年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計
予算について (公営)
- 3 議案第31号 山陽小野田市電源立地振興基金条例を廃止する条例の制
定について (企画)
- 4 議案第28号 山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正す
る条例の制定について (人事)
- 5 議案第29号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につ
いて (人事)
- 6 議案第30号 山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正
する条例の制定について (消防)
- 7 閉会中の継続調査事項について
- 8 請願第1号 埴生地区複合施設建設に伴うJアラート設置について

午前9時 開会

河野朋子委員長 おはようございます。ただ今から総務文教常任委員会を開会
します。審査の1番、議案第46号から審査を始めますので、執行部の
説明をよろしくお願いいたします。

三輪学校教育課長 議案第46号は、山陽小野田市学校給食センター条例の制
定です。本市の給食施設の衛生面と老朽化の問題解決のため、平成27
年度から、衛生面に優れたドライ方式の学校給食センターを整備してお

りますが、平成30年7月末の完成予定であることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定により、本条例を制定しようとするものです。なお、これまで、「平成30年9月供用開始予定」と御説明してきておりましたが、その前に行う調理・配送リハーサルに対応できるよう、8月1日には所長を初め、栄養教諭、調理員等の職員を配置する必要があるため、この8月1日を供用開始日とし、本条例の施行日としています。ちなみに、本格稼働は2学期の初日に当たる9月3日月曜日からになります。続いて、条例の内容を簡単に説明させていただきます。第1条は、設置の根拠規定です。学校給食センターを地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に規定する教育施設として設置します。第2条は、施設の名称と位置について定めております。なお、位置は、敷地が3筆に分かれておりますので、条例では事務室があるところの地番にしております。第3条は、学校給食センターが行う事業について定めています。第4条は、職員の配置について定めていて、所長を代表者にしてあります。第5条は、学校給食センター運営委員会の設置と役割について定めています。現在、給食センターの開設準備のため、要綱で定め設置している運営委員会を条例で定めるものです。第6条は、委任規定です。次に、附則ですが、先ほど、本条例の施行期日を平成30年8月1日にしていることを御説明しました。このほか、本市において学校給食センターは初めての設置ですので、この条例の公布日からセンターの供用開始日までの約4か月間、支障なく準備を進められる環境を確保するため、附則第2項として準備行為を行える旨を定めています。説明は以上です。御審査のほど、よろしく申し上げます。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

笹木慶之委員 第4条に学校給食センターに所長その他必要な職員を置くということなんですが、これの措置人数、所長以下ね。どういうお考えか今説明できますかね。

井上学校教育課技監 今後制定する予定にしております規則で定めようと考えておりますけども、今の時点では所長以下は事務職員又は技術職員、それから管理栄養士、栄養教諭又は学校栄養職員、そして調理員をこちらに職員として配置しようと考えております。

笹木慶之委員 これは定数条例、職員の定数については教育委員会の中で委員会規則の中で決められるわけですね。

尾山教育部長 定数条例は市長部局で作っています。山陽小野田市職員定数条例にそれぞれの部局の定数が定めてありますので、その中で対応するということです。

笹木慶之委員 それは当然のことなんですが、その細部の運用として、当然教育委員会の規則の中で定めると、今言われましたよね、事務、技術うんぬんとね。それは当然それについての定数というのは教育委員会の中で決められるわけですね。

尾山教育部長 規則などで人数が何人というのは栄養教諭が何人とかいうのは定める予定はありません。定数条例の定数の中で必要人員を配置していくということですよ。

笹木慶之委員 定めなくても当然一番大事な事項じゃないですか、事業をするについての。人が行うわけですから、人の数というのは当然計画の中にあると思いますが、今まだ出せんかもしれませんが。

尾山教育部長 所長が一人です、それから今考えている組織も併せて御説明します。事務室の中に所長と係を二つ置くように考えています。一つは栄養指導係、もう一つは庶務係です。栄養指導係に管理栄養士と栄養教諭あるいは学校栄養職員、これらと調理員がこの係に所属します。庶務係は事務職員を今考えておまして、人数を申し上げます。栄養指導係の

ほうが管理栄養士が一人、栄養教諭なし学校栄養職員が4人・・・

笹木慶之委員 資料、こういう予定だというのは出せませんかね。組織表があるでしょう。それに数字を書いていけばいいじゃないですか。組織も条例の中にあるわけですからね、設置条例には。だからそのところはきちんと出しておいたほうがいいと思いますよ。

河野朋子委員長 資料は準備していただくということで、それ以外の質問を受けますので。センターの組織の人数が分かるようなものを後で出していただいて、その件についてはまた後で質問を続けますが、それ以外のところで質疑を受けます。

高松秀樹委員 3条の事業のところ、最後のほうに「その他必要な業務を行う」ってありますよね。これ「その他必要な業務」っていうのは想定されるのはどういう業務になるのでしょうか。

井上学校教育課技監 第3条に定めています業務として考えておりますのは、
1、学校給食用の物資の購入に関する事、2としまして学校給食の献立、調理及び配送に関する事、3としまして衛生管理、栄養の調査研究及び指導に関する事、4といたしまして施設及び設備の保全管理に関する事、5番目としまして学校給食費に関する事、6番目としましてそれ以外に学校給食に関する事項ということで考えております。

高松秀樹委員 学校給食センターを建設するという話になったときに当時災害時に食料を供給したらどうかとか、そういう話が議会の中であったと思うんですが、この条例を見る限りにおいては、それは給食センターとしては行わないというような見方でよろしいんですかね。

井上学校教育課技監 これまでも委員会なりでも御回答させていただいておりますけども、必要があれば対応させていただこうと考えておりますが、

現実問題としまして、まず給食センターには食料の備蓄というものがほとんどありません。基本的に毎朝その日使うものを入れていただく。お米とかについては週2回なり3回入れていただくということで、基本的に備蓄しているものはないんです。そういう災害用の物資が届くようなインフラの状況になり、職員も災害のときにほかの市役所の職員としての災害対応がなくて、給食を作るという対応ができるような状況になって、そのときに災害の対応が何かと望まれれば、することは可能だと思いますが、実際に前回の厚狭の水害のときには、調理員さんも含めて、まちに出て、片付け、ごみの収集までをやりまして、あとはり災証明とかも職員とかやっておりますので、まずは職員でないとできない仕事というのがやっぱりあるかと思っておりますので、そちらを多分災害になれば優先されるのではなかろうかと。食べ物についてはいろんな業者さんとの協定で、食料の供給というのはされておられると思っておりますので、一時的にはそういうところもあろうかと思っておりますので、そういうところで考えております。

森山喜久委員 5条の関係なんですけど、今給食センターに給食センターの運営委員会を置くという形になってはいますけど、今要綱でやっているのを今回条例にという形だったと思うんですけど、今どれぐらいの頻度で開催しているかを教えてもらえますか。

井上学校教育課技監 学校給食運営委員会につきましては、今年度の実績としましては、年に2回開催をしております。当然かなり細かなことを決めておりますので、その下に部会、献立作成部会、食育部会、衛生管理部会、この三つの部会を立ち上げておまして、それぞれのところで5回ないし7回いろんなテーマに基づいて話し合いをし、まとまったところで運営委員会にこういうふうにとまりましたので、いかがでしょうかというのを出すようにしております。そういう状況で今、新センターの運営に向けて取り組んでいるところです。

森山喜久委員 給食センターの運営委員会全体の構成人員が分からないのですが、給食調理員さんとか栄養管理士さんが中心となって行われている状況なんですか。

井上学校教育課技監 学校給食運営委員会の構成メンバーにつきましては、教育部長が今委員長になっております。それから小学校及び中学校の校長先生の代表、それから栄養教諭全員、養護教諭の代表、学校の給食主任の先生の代表、それから市の管理栄養士、健康増進課食育連携室の職員、それから調理員の代表、それから学識経験者としまして、山口県宇部環境保健所の食品衛生班の方、学校薬剤師の代表に入っております。事務局は学校教育課が持っております。

長谷川知司委員 先ほど厚狭の災害のときに給食調理員さんは災害対応されなかったと言われましたけど、してますよ、きちんと。炊き出しをされています。そのことで皆さん助かっていますので、炊き出しはされていないということを言われたと思うんですけど、実際炊き出しをされて、福祉と対応して自治会に配って、そういう形では給食調理員さんはすごく活躍されていますので、一言念のために申しておきます。

河野朋子委員長 結局新しいセンターになったときに、さっきの災害対応として、位置付けて何かこの条例の中にでもそういうことは考えていないという回答で、まとめさせていただきますとそういうことでいいですかね。過去にそういったことはあって、そういう活動をされたということも今意見としてありましたので。それから先ほどの運営委員会の中身についてすごく立ち上げて、何回も会議をされたということですけど、その委員長が今おられますけど、それとセンター長の関係というか、それはどうなりますか。センター長は後から出てくるわけですよね。

井上学校教育課技監 現在あります学校給食運営委員会がセンター供用開始後は学校給食センター運営委員会と名前を変えて、今度は要綱ではなく、

規則なり規定のほうでメンバーを少し替えて構成していこうと思っておりますが、今予定では会の委員長は他市の事例を参考にすると、センターの所長が委員長になるということと、後は学校栄養教諭等については、どちらかといえば事務局側になりますので、そのうちの代表の方に入ってください。調理員さんは代表として入っていただきますけど、市の管理栄養士さんも今メンバーなんですけど、市の管理栄養士は多分事務局になろうかと思えます。それと当分の間、給食センターで私会計により給食費を預かって、食材を購入する関係がありますので、ここに購入に対する監査機能を持たせるというところもあって、今保護者の代表の方にも新たに学校給食センター運営委員会のほうに入ってください、会に入ってください中にお一人は監査委員になっていただいて、監査業務を担っていただけたらと考えております。

笹木慶之委員 関連としてお尋ねしますが、これは新しいセンターに移行するということですから、当然現行の学校の給食室との関係がありますが、これは8月1日施行ということで、それとの関係で学校の給食室の整備はこれまでは完了するということですね。

井上学校教育課技監 8月1日はちょっと完成しません。というのが7月の1学期間給食を作ってそれからスタートになりますので、学校の給食室を配膳室に改造する第2期工事につきましては、夏休みいっぱい、私どもの予定では第3週までに現場を一応完成していただいて、8月の第4週に1日ほど総合リハーサルを全食作って、全学校に配るというのを今計画して、予算案に計上させていただいているんですけども、それには間に合うように進めていただこうということで、今設計書等準備をお願いしているところでございます。

長谷川知司委員 関連ですけど、昨年度不落札というのが結構ありましたよね。そうならないためにも予算が通れば早く工事を発注して契約だけはきちんとしておかなければ不落札があったときは大変ですので、それは夏休

みに、今回絶対間に合わさなければいけないということで段取り良くやっていただけだと思いますので、よろしくお願いします。

井上学校教育課技監 今年かなりばたばたしたというところもございますし、建築関係の状況もよく分かっておりますので、来年度については、長谷川委員がおっしゃられましたようにできるだけ早く発注をして、対応できるように、今度執行委任をしますが、委任課のほうにお願いをしたいと思います。どうもありがとうございました。

笹木慶之委員 言おうとしていたことを長谷川委員が言われたので、施設のほうもそうですが、今度は学校給食調理員のことです。なぜ組織を出してくれと言ったかということ、今からこの条例ができて人を配置するわけですよね。そうするとトレーニングをするじゃないですか。だからその辺りのところはどうなっているかということに関連して聞いたかったわけです。現在配置されている学校から、今度はセンターのほうへ任命替えをしますよね。その辺りがどうなのかということも併せて聞いたかったわけですが、まだ資料が手元に来ていないから。

河野朋子委員長 まだ時間が掛かりそうですか。（発言する者あり）じゃあもうちょっと。ほかに質疑があれば。

伊場勇副委員長 先ほど緊急時防災関係の話も出ましたけども、調理員の方々や食べ物を作ることにに関して、大量のものを作る特殊なスキルをお持ちの方だと思っんですよね。それがまた給食センターで1か所に集まって統率されているというところで、是非ともその貴重な力を違うところでも、防災のところでも使えるようなシステム作りというのはまとまったからこそ統率しやすいんじゃないのかなと思うので、防災に関しても是非その力を何か使えないかというところは検討していただきたいなとすごく思ったのが一つと、働く調理員の方は現行いろいろな学校で働いている方がセンターに集まるというところですけど、現場の方々の声やそ

ういう不安をすごくお持ちであると現場から声を聞いておりますが、現場の声というのは協議会というのがあるとお聞きしましたけども、しっかり吸い上げられるシステムになっているのでしょうか。

河野朋子委員長 2点ありましたので、まず1点目の件についてはどうですか。
災害対応の件は今検討できないかという件です。

井上学校教育課技監 災害対応の件につきましては、少なくとも防災計画には入っておりませんので、即答はできないと思います。炊き出し等については学校とか避難所がありますので、たしかそちらの調理室とか、公民館の調理室を使うということで、防災計画はなっていたと記憶しております。おっしゃられるような調理を専門としている調理員が力になればというところについては、少しこちらで検討させていただけたらと思います。ただ、役所の職員というところもあって、災害のときに役所の職員じゃなければできない部分が結構あると伺います。よその自治体の職員に応援を頼まなければいけないぐらい非常に足りないというのもある中で、調理員も一役所の職員なのでその中に入る可能性もありますし、いろいろな考えがあると思います。それと現場の声をということで、勤務労働条件に関係することもありますので、そちらも人事課を通じていろいろと話し合はさせていただいているところです。おっしゃられたように新しい機械を使うというところで8月にはリハーサルを、実際に食事を作って1,000食とか300食とかというある程度の量を作るトレーニングを約2週間にわたって、いろいろなものを作る予定にはしておりますし、それまでに一応今の予定では工事も遅れていますけれども、4月中旬には中が使える状況になりますので、5月以降に調理員と話をする中で勤務後であるとかお休みのときに要望があれば機械の練習とかができる環境も作れればと考えてはおります。その辺の話は少し進めておるところです。

伊場勇副委員長 4月半ばからとか5月ぐらいからお聞きしたのでいいです

けども、8月に受け渡してそれから一度研修をして、8月の最終週にデモンストレーションをして、すごくタイトだなと感じたんですが、やはりしっかりと協議をしていただいて、現場じゃないと分からない、感じられない、働いている方の思いや希望があると思うので、しっかりと協議を重ねていただかないと本当に9月3日、必ず遅れることができないと思いますので、その辺をしっかりと計画性を持ってやっていただきたいなと思っておりますのでよろしくをお願いします。

河野朋子委員長 不測の準備行為というところに少し説明がありましたけれども、今言われたような調理員のそういう話とか、そういうこともここに含まれるということでもいいですか。

井上学校教育課技監 この条例で定める準備行為として、私どもが現時点で想定しておりますのは、供用開始と同時に設置いたします学校給食センター運営委員会、この構成員について事前に人選等をお願いするときに、人選等を事前に行えるようにするというのと、二つ目としましては食材と給食物資の納入に当たりましては、納入希望者については登録等をしていただいて、役所の物品等の登録制度に合わせたような形でやろうと考えていますので、そういうところが準備できたらと考えております。それと現地のほうで本当にいろいろな学校ごとクラスごとにシールを貼るとか、そういうものがありますので、今おります教育委員会の自分の席ではなくて現地で仕事をせざるを得なくなりますので、完全に独立をさせていただけたらなというところもあります。

河野朋子委員長 ほかに質疑はよろしいですか（「なし」と呼ぶ者あり）質疑がないようですし、資料が届かないようなので、届くまで休憩したいと思います。

午前9時29分 休憩

河野朋子委員長 それでは委員会を再開します。資料の準備ができたようですので、資料についての説明を執行部よろしくお願いします。

尾山教育部長 私から 1 点おわびを申し上げます。先ほど笹木委員から係の名称の御質問があったときに、「庶務係」と申しましたが「管理係」の誤りでしたので、訂正しておわびいたします。申し訳ございませんでした。それでは担当課長より御説明させていただきます。

井上学校教育課技監 学校給食センターの組織図案ということで御説明を差し上げたいと思います。センターには一応合計で 43 名を配置予定でございます。所長が一人、先ほど申しました栄養指導係と管理係という二つの係を設けまして、管理係のほうには二人、栄養指導係のほうには管理栄養士、県の栄養教諭、学校栄養職員が 3 名、主任調理員の正規が 29 人、常勤の臨時が 5 名、非常勤臨時が 2 名ということで合わせて 40 人こちらの係に配置ということで、合わせて 43 名の配置を考えております。なお、この人数については実際には平成 31 年からの正規の状況ということで、30 年については特に学校の栄養教諭、学校栄養職員については、各学校で調理を 1 学期はしなければいけないということで、今は調理校に配置しているのが合わせて 7 名いらっしゃいますので、そういう方は 30 年度の 2 学期については一応こちらのほうに、一時的といえますか、30 年度に限っては勤務をしていただく予定になっています。ですから今の数字は一応 31 年、正規の状態になってからということで御理解をいただけたらと思います。よろしくお願いします。

河野朋子委員長 資料がそろいましたので、この件で何か質疑がありますか。

笹木慶之委員 資料ありがとうございました。それで二、三お尋ねをしますが、所長というのは課長級と書いてありますが、これは行政職ですか。どう

いう人を予定しておられますか。

尾山教育部長 人事に関わることで、ちょっと申し上げにくいところがございます。

笹木慶之委員 それは、人事といったって人事で人をどうこうというのではなくて、どういう方をということをお聞きしているわけですから、行政職ですか、専門職ですかということです。

尾山教育部長 基本的には行政職でセンターというのは運営をしていきたいという基本的な考えは持っております。

笹木慶之委員 分かりました。そうすると所長と管理係については基本的には行政職ということですね。そして栄養指導係で40人ということですが、この中で今栄養教諭のことについては言われましたが。調理員は今年の退職と採用というのが多くあるんですか。

尾山教育部長 正規職員が3名今年度退職しますが、これについての補充は臨時職員でということ考えていまして、この29人は3名が退職した後の人数、30年4月1日現在の人数です。

笹木慶之委員 あわせて、もちろんこれは常勤臨時も非常勤臨時の方も有効的に活用しなければ運営できないということは分かりますが、やはり確保がきちんといかなければ運営できないわけで、その辺の対応力は大丈夫ですか。早くされなければ人手が足りないということにもなりかねませんので、大丈夫ですか。

井上学校教育課技監 各学校配置の食育推進員のお話でよろしいですか。各学校に一人ずつ配置する食育推進員については本当にいらっしゃらなければ配膳業務というのが成り立たないというところがありますので、現在

各学校に調理で臨時で入っていらっしゃる方がいらっしゃいますので、できましたらその方にこちらのセンターのほうに来られる方も希望を出される方もいらっしゃると思いますけど、学校でという方がいらっしゃれば、経験がございますのでできるだけその方々のほうにお願いをしたいと。もし不足が出ればとにかく早く募集を掛けて7月のうちにでも1回ぐらいは現場を見ていただくなりなことはしていきたいなどは私どもは考えておりますけれども、今おっしゃられたことはしっかり心に刻んで対応させていただきたいと思います。ありがとうございました。

笹木慶之委員 最後になりますけど、当然万全の注意を払ってされると思いますが、トラブルが起きるのは事の始めと事の終わりなんですよ。そのことをやはりよくチェックをかけて、だからこれ両面出てくるわけですよ。いわゆる学校で作るという給食室の制度が閉鎖されて、センターでの業務を開始するという二つあるわけで、だから両者がうまくいかなければうまくいかない、トラブルがあってはいけないということで、やはり細心の注意を払ってされるように強く要望しておきます。

河野朋子委員長 ちょっと確認ですけど、食育指導員の方の人数はこの中にはありますか。どのように考えたらいいですか。

井上学校教育課技監 この中には当然含まれておりません。別枠です。

河野朋子委員長 さっき食育指導員の確保を早くということでしたけども、今のところその辺りは見込みとして十分確保できそうだということではいいですか。その辺はどうですか。今の各学校での調理員を、臨時の方をお願いできたらと言われましたけども、その辺りの見込みはどうですか。

井上学校教育課技監 29年度に今働いていただいております臨時の調理員につきましては、夏に意向のアンケート、どういうお気持ちかというのをちょっととらせていただいたところです。当然この3月末で任用期間が

切れて新たにという方もいらっしゃいますので、そういう方も含めてもう一度4月に入って意向希望を伺った上で今後の取組を検討したいと思っております。

森山喜久委員 再確認ですけど、食育推進員は各小中学校に一人ずつということですか。

井上学校教育課技監 17校に一人ずつです。ですから松原分校は赤崎小学校になります。厚陽小中学校も一つということで17校に一人ずつ配置と予定させていただいております。

河野朋子委員長 センター設置条例の審査についてはほかに質疑がありますか（「なし」と呼ぶ者あり）では質疑を終わり、討論はありますか（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、本議案について採決をします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れ様です。少し休憩します。

午前9時40分 休憩

午前9時45分 再開

河野朋子委員長 それでは、引き続き委員会を再開します。審査番号2番の議案第24号について審査します。執行部の説明をお願いします。

上田公営競技事務所長 議案第24号平成30年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について説明します。予算説明書の2ページ、第1

条で、歳入歳出予算総額をそれぞれ88億4,560万8,000円とし、第2条では、前年度と同額の、一時借入金の最高額を30億円としています。次に、事項別明細書で説明します。歳入は10ページから13ページですが、まず、10ページ、11ページについて。1款、1項、1目、1節入場料収入360万円は、特別席入場料収入です。2目、1節勝車投票券発売収入83億771万5,000円は、返還金の1億204万8,000円を含んだ通常の本場開催での発売額に重勝式の発売額を含んだ額です。3目勝車投票券発売副収入は、前年度と同額を計上しています。1節勝車投票券発売事故収入20万円、2節勝車投票券払戻買戻事故収入5万円、3節勝車投票券払戻時効収入1,000万円、4節勝車投票券買戻時効収入20万円です。4目、1節入場券発売事故収入は、1,000円です。次に1款、2項、1目、1節雑入4億2,345万6,000円について。オートレース活性化推進事業助成金300万円は、本場の売上向上対策事業に対する助成金です。雑入は106万円計上しております。主なものは、場外場の川口場従事員の健康保険料印紙代の個人負担分100万円になります。また、場外発売事務協力収入を4億439万6,000円計上しており、これは場間場外発売予定の357営業日について、場外発売を行った節の売上合計金額にあらかじめ定めた率を乗じて得た額から、銀行業務手数料経費を差し引いた残額を合計したものです。選手会部品庫会計貸付金返戻金1,500万円は、年度当初に貸付金として支出したものを、年度末に返戻精算するものです。12ページ、13ページについて、1款、3項、1目財産運用収入は、1節土地建物貸付収入714万2,000円です。土地貸付収入として1万5,000円、建物貸付収入の712万7,000円です。2目、1節利子及び配当金は、2万1,000円で、小型自動車競走事業財政調整基金預金利子を4,000円、小型自動車競走場施設改善基金預金利子を1万7,000円計上しています。2款、1項、1目市預金利子は、1万円計上しています。3款、1項、1目、1節山陽小型自動車競走場施設改善基金繰入金8,221万3,000円は、リース料の支払に7,671万3,000円、レース場施設の基本構想・基本計画作成のための調査委

託料550万円に充てることとしております。2目、1節小型自動車競走事業財政調整基繰入金1,100万円は、地域公益事業に全額充てることとしています。次に、歳出は14ページから21ページまでで、まず、14ページ、15ページについて、1款、1項、1目一般管理費3,170万9,000円は、一般管理業務に要する費用で、2節給料1,551万8,000円は職員4人分の給料です。3節職員手当等は、886万2,000円、4節共済費は、548万9,000円です。9節旅費150万円と10節交際費10万円、それから14節使用料及び賃借料19万3,000円のうち、通行料を2万6,000円計上しています。機械器具借上料16万7,000円は、公用車のリース料です。19節負担金、補助及び交付金は、職員福祉費2万4,000円、25節積立金2万3,000円は、小型自動車競走事業財政調整基金積立金、山陽小型自動車競走場施設改善基金積立金の利子分を計上しています。次に、1款、2項、1目事業費23億5,524万2,000円について、16ページ、17ページ、3節職員手当等338万9,000円、4節共済費540万円、7節賃金4,605万8,000円は、本場開催に伴う受託場外場の発売に係る費用です。11節需用費は17万円で、12節役務費3,894万6,000円のうち、保険料21万5,000円は、昇降機賠償責任保険料、車両・建物共済保険料です。ほかに競走車運搬費を1,716万円計上し、銀行業務手数料は、本場開催時の本場分と受託場外場の現金取扱手数料として2,156万1,000円計上しています。次に、13節委託料12億2,920万円のうち、設備保守委託料は、自家用電気工作物保安管理業務委託料で98万4,000円、発売業務委託料は、重勝式発売に係る日本写真判定株式会社に支払う委託料で1,818万7,000円、選手宿泊管理委託料は2,690万3,000円計上しています。競走会業務委託料2億743万3,000円は、主に西日本小型自動車競走会への業務委託料です。包括的民間委託料は、日本写真判定株式会社との協議により、6億2,000万円を計上しています。電話投票業務委託料は3,627万円です。インターネット投票業務委託料1億7,004万1,000円は、民間ポータル会社3社にインターネットで車券発売を

委託することによる業務委託料です。場外発売運営委託料1億4,938万2,000円は、平成28年2月19日に開設したオートレース宇部と同年12月9日に開設したオートレース笠岡に対する運営委託料です。

14節使用料及び賃借料1億1,775万3,000円は、リース料の支払などです。平成25年度に各年度平準化し、JKA交付金猶予分の支払がある平成28年度と29年度については、半分の額で調整いたしましたが、平成29年度をもってJKA交付金猶予分の支払が完了するため、このリース料については、平成30年度からは本来の支払額となります。

19節負担金、補助及び交付金9億1,171万6,000円のうち、JKA交付金1億7,669万9,000円は、通常開催による交付額に重勝式による交付額を含めた額です。開催場負担金は、重勝式発売の売上げの率による開催場に対する負担金88万5,000円、特別拠出金は、これも重勝式発売の売上げの率による全国小型自動車競走施行者協議会に対する拠出金1,439万8,000円です。選手参加旅費は2,328万円を計上しています。また、選手共済会分担金を1,723万6,000円計上しています。

18ページ、19ページ、電話投票センター運用経費負担金は、5,607万3,000円計上しております。場外発売事務協力費は6億1,723万1,000円です。山口県暴力追放運動推進センター賛助金は30万円を計上しています。公営競技納付金1万円は前年度と同額を計上しています。全国小型自動車競走施行者協議会負担金は、560万2,000円計上しております。電気料金負担金は、2,000円計上しています。

22節補償、補填及び賠償金61万円は補填金を、また27節公課費200万円は、消費税及び地方消費税を計上しています。2目賞典費は8節報償費で、選手賞金5億2,104万4,000円を計上しています。

3目勝車投票券払戻金、22節補償、補填及び賠償金、勝車投票券払戻金は、重勝式の関係も含む57億4,542万9,000円です。

4目勝車投票券返還金、22節補償、補填及び賠償金、勝車投票券返還金は1億204万8,000円で、重勝式の関係も含む額です。

5目公営競技対策費、21節貸付金、選手会部品庫会計貸付金1,500万円は前年度と同額の計上です。次に20ページ、

21ページ、6目施設改善費1,650万円は、13節委託料で、レース場施設の基本構想・基本計画作成のための調査委託料550万円を計上しています。また、15節工事請負費で、市の公共施設の修繕や改修を行う地域公益事業として1,100万円を計上しています。2款公債費、1項公債費、1目利子、23節償還金、利子及び割引料30万円は、場外発売に伴う払戻準備金などの他場の資金の一時借入金利子を計上しています。3款1項1目予備費として、5,833万6,000円を計上しています。以上、歳入・歳出それぞれ88億4,560万8,000円を計上しています。次に、資料の説明をします。1ページ、1番、平成30年度の本場開催レースの日程ですが、平成29年度の開催日数と同じ48日となっています。特色としては、普通開催23日のうち、他場のナイター開催との競合もありますが、5月の連休、盆休み、12月での連休において、盆休みも含め、土・日・祝日の休日での開催日を6日間確保しており、他の普通開催は平日開催となります。GIレースは、4月の平成チャンピオンカップと12月のスピード王決定戦です。休日開催においては、レース自体の企画や多彩なイベント等の工夫によって、入場者増並びに売上増が見込まれると考えています。また、来年3月での特別GIプレミアムカップにおいても、初日木曜日祝日、3日目土曜日、4日目日曜日の3日間の休日を含む開催となりますので、これらも売上増に大きくつながると判断しています。こうした日程調整は、JKAや他の施行場との度重なる協議によるものであり、今後、更に連携を深めて、業界全体での活性化に取り組んでまいります。また、競輪場外場のサテライトにおける発売箇所拡充においては、平成24年度では2か所であったものが、平成29年度当初は全部で25か所まで増加し、現在は、更に3か所増え全国で28か所になっています。こうしたサテライト場での販路の拡大についても、業界全体の取組として今後も更に進めてまいります。2番の場間場外発売レースの開催日数は309日となりますが、併売の日数が59日ありますので、場外受けの日数としては368日となります。したがって、3番の総営業日の日数は、2の場外発売309日と本場の48日を加えて、357日となります。次に、

4番の4重勝単勝式（当たるんです）の発売ですが、これまでの実績を踏まえて、ミニの500円は本場で20回、場外時に47回の成立、メガの3,500円は1回の成立で予算を計上しています。合計で、1億5,155万2,000円となり、1の本場開催の売上額80億5,411万5,000円に、返還金1億204万8,000円を加えた、合計83億771万5,000円が、予算書にお示しした「勝車投票券発売収入」となります。次に、2ページ、開催に係る収支の歳入については、勝車投票券返還金1億円含む勝車投票券発売収入81億5,411万5,000円、場外発売事務協力収入4億439万6,000円などの①歳入合計85億9,877万4,000円になります。歳出については、勝車投票券払戻金、JKA交付金などの②義務的経費58億1,451万4,000円、競走会業務委託料、場外発売事務協力費、選手賞金などの③開催経費21億4,486万1,000円で、⑤の包括的民間委託料は、日本写真判定株式会社との協議により、6億2,000万円となっています。市への収益保証は、下の開催外に係る収支の⑦の括弧書きで示していますが、6,000万円となっています。その開催外に係る収支としては、財政調整基金の繰入れは、地域公益事業等へ充当する額1,100万円の予算としています。施設改善基金繰入金は、リース料の支払及びレース場施設の基本構想・基本計画作成のための調査委託料に充当するものです。次に、その下の重勝式に係る収支ですが、先ほど説明したとおり、⑩で歳入の勝車投票券発売収入は、返還金含めての1億5,360万円となり、それに係る歳出として、⑪で勝車投票券払戻金1億608万7,000円、JKA交付金153万7,000円、発売業務委託料1,818万7,000円、開催場負担金88万5,000円、特別拠出金1,439万8,000円などの支出があり、それに伴う収益が、予算上として、1,045万8,000円となっています。小型会計歳入歳出の全体の収支として、5,833万6,000円となり、リース料の支払7,671万3,000円の債務解消を含めた、二つの債務解消額は、1億3,504万9,000円となります。3ページは、平成28年度の全場の売上状況です。山陽場の総車券売上額が約77億6,300万円となっています。これは当

たるんですを含めた額となっています。重勝式については、資料真ん中付近の車券売上額内数のところで5,452万8,000円となっています。それを除くと、本場開催に伴う売上については約77億円となっていて、平成27年度に対して119.1%となっています。全体として100%を若干下回る状況ですが、1日平均で100%を超える状況になっています。4ページが、今年度平成29年度の1月までの全場の状況であります。ほぼ前年度比ですが、まだ全開催終わっていません。2月開催がないので前年度の比較が43日、今年度が39日となっていますので、売上額としては57億円で86.5%となっていますが、これに2月末の開催と3月の特別GIを含めますので、この額は変わってくると思います。1日平均で約1億4,700万円となっています。平成28年度は8月の盆とか9月の3日間とか11月の2日間とか8日ほど休日開催がありました。普通開催のうち平成29年度は休日開催が4日、そのうち2日が併売であったため、若干1日平均が下がっているところがあります。今年度、若獅子杯が1日ほど積雪で中止、伊勢崎場の工事関係で場外受けをしてもらえないことがありましたが、GI等でも前年度を上回っていますし、発売能力のポテンシャルは維持していると思います。今月の特別GIプレミアムカップで約13億円を確保できれば、年間合計約74億円から75億円に近い売上げになると見込んでおります。以上で予算、資料等の説明を終了します。

河野朋子委員長 執行部の説明が終わりましたので、質疑に入りますが、区切って質疑を受けたいと思います。まず、歳入について質疑を受けます。

宮本政志委員 売上げを伸ばしていこうとされているのは分かるんですが、場内の販売箇所は21で合っていますか。チケットを売るのは。

上田公営競技事務所長 発売箇所というのは、発売機とかいう所ですか。現在、28です。

宮本政志委員 それを増やしていく予定はあるんですか、売上げを上げていくのに。

上田公営競技事務所長 今後もサテライト、競輪の場外発売の施設になりますが、全国にかなり多くあります。その中のうち28か所で、オートレースもその窓口の中で売ってもらっているというところで、オートレースは5場ありますけど、それぞれが管理施行となり、今交渉中のところもあり、平成30年度には何箇所か増えてくると思います。

笹木慶之委員 サテライトのことですが、サテライトの売上げと経費の問題。収益率はどのくらいになっていますか。窓口を広げて売っていかうと努力していることはよく分かります。要は、売上げと経費をチェックしていかないと思うんですが、その辺の分析はどうなっていますか。

上田公営競技事務所長 サテライトの場合は、売上げに対しての率で決めています。例えば売上げが低くても、売上げが増えても、管理施行の率、それからそのときに発売した場の率、もちろんそのサテライト場を運営する設置者の率が決まっていますので、おおむね20%で、そのほかの率もありますけど、決まった率で決めていますので、山陽場管理施行に入ってくる率も一緒になりますので、そういったリスクのない率になっていますので、収益率としては、その売上げに対して、本場と場外とによって違いますけど、5%なり、7%なり、決まった率ですので、リスクはないと考えています。

笹木慶之委員 端的に言えば、サテライトでの売上げの、入ってくるほうが率で決まっているんですか。払うほうが率で決まっているんですか。

上田公営競技事務所長 払戻率70%ですが、それ以外の30%で、契約の中で設置者に対するパーセント、それから管理施行、開催場に入るパーセントが決まっています。経営状況を常に見てというよりも、リスクのな

い範囲で、売上げが低くても設置者としては、運営していくためにはどうしても固定経費が掛かりますので、厳しい面もありますけど、それは設置者が努力していただくところがあり、サテライトを拡張してもそうしたリスク、我々の各施行場としてのリスクはない方式になっています。

笹木慶之委員 もう一点は、宇部と岡山の場外発売所の収益率、いわゆるそこに設置して発売してもらっているという経費と売上げは、そこだけでは分からないんですか。

上田公営競技事務所長 細かく計算していませんが、笠岡のほうは、ほかのオートレースのサテライトと同じような率、設置者に対する率は一緒になっています。ただ、宇部については商圈が近いところもあります。そういうところがありますので、設置者に努力してもらおうのと、今申請したときよりもかなり多い売上げになっています。ということで設置者に対する率は低く抑えていますので、そういうところはうちのほうにも影響がない範囲での率として当初から調整していますので、その辺りは大きな影響がないように努めています。

笹木慶之委員 気になったので、この前、行って聞いてみたんです。入場者が増えていると言っておられて、私も現実に見て、以前に比べると活気がある状態でした。最終的には収益率の問題ですから、とは言え、相手方との取決めもあるでしょうけど、増えれば当然収益が上がってくると思うので、こういった場外はこれから先の展開、計画はないんですね。

上田公営競技事務所長 全場でも調整しているところは何箇所かあります。今後、ほかのほうでも増えるような計画がされていますし、山陽場も交渉を続けているところがありますので、平成30年度辺り、山陽の管理施行としても増やすように、そして全場として増やすような努力、交渉は今続けているところです。

笹木慶之委員 次にオートファンの拡大というのは選手だと思うんです。二つ聞きますが、まず女性レーサー。女性レーサーがテレビ番組に出て、オートレース効果が上がっているように思いますが、今何人いて、どこに配属されているのかを聞きたいんですが。

大下公営競技事務所副所長 女性選手は全部で13名います。川口場に3名、伊勢崎場に3名、浜松場に4名、飯塚場に3名です。

笹木慶之委員 そこで、以前にも聞きましたが、山陽場にまだ配属されていないということですが、競走会の施設は女性レーサーが配属されてもいい状態になっていると聞いたんですが、施行者としてどう考えていますか。

上田公営競技事務所長 13名があっせん等で来ていますので、女性が宿泊する部屋は女性専用の部屋として確保していますし、今後、大きなレースで全員呼ぶとなると少し改修が必要かと思えますけど。あと女性レーサーについては、33期新人への要望としてもそうですが、今ちょうど試験中で、今後30年度、34期の養成が始まると思えますが、市長名で要望を出しています。もちろんその要望の中にはお客さんの声もありますが、議会からも意見が多く、そして強い期待が込められているので、是非ともその配属について前向きに検討してもらいたいということで、今、JKAについては、山陽場の事情、要望の考え方は十分伝わっていると捉えています。

笹木慶之委員 もう一点、最近の山陽場の選手のあまり調子が良くないと思うんです。ファンはそこを見ているから、地元の人たちは選手を求めて購買力が上がるということは以前からあると思うんです。その辺りの対応については、施行者として競走会に対してその辺りの対応はどのようにしているのでしょうか。

上田公営競技事務所長 確かにSGレースでの優勝とかを見ると、山陽勢の最

近優勝がないんですが、それに準じるG I レースでは松尾選手のG I、G II 優勝、昨日も普通開催ですが、岩崎選手が優勝しています。山陽の選手のレベルが低いとは思っていないんですが、大きなレースで目立つところがなかなかないというところがありますが、競走会については粛々と開催についての審判、選手の管理はやっていきますが、選手自身の頑張り、モチベーションというのは、個々の選手、支部の考え方になってくると思いますけど、山陽の選手の奮起も期待するところですが、オートレース全体の活性化も必要なので、大きなレースでの他場での注目される選手のあっせん、そういったところの要望も行いながら、なおかつ山陽の選手の盛上げというものが必要だということは十分感じています。いろいろな形で山陽の選手がいろいろなところでアピールできる場は、先日も笠岡のサテライト笠岡でいろいろなイベントも地元の角南選手とかを呼んでやりました。なかなか好評でした。そういった部分で山陽の選手のアピール、あっせんの内容によってはS級が集まらないA級だけのレースがありますが、そこで過去の頑張った選手の出場もありますので、A級、B級といってもそういった選手のアピールも忘れずにやっていくことで、地元の購買力につなげていきたいと考えています。

笹木慶之委員 決して能力が低いとか言っているわけではないので、全く関係ありません。選手のやる気、モチベーションを上げてもらうことが大事だと思うんですね。選手会のほうも市に対していろいろな形で協力をしてもらっていますし、その辺りも踏まえた中で、施行者として競走会のほうに、元気を出してもらうとか、もっと頑張ってくれよというような形のエールを送るような対応をしてほしいと言っているわけです。だから、しっかり頑張っていることは分かりますが、地元のファンはその選手が活躍することを願っているわけで、そのことが地元の購買力につながってくると思いますので、そのことも申し上げておきたい。

河野朋子委員長 「当たるんです」は、最初の予算では3億ぐらい組んでいたときがありましたよね。今回1億5,000万円ぐらいになったんですか

ね。実績を見込んでこのような数値になったと思いますが、一般質問でもありましたが、実績の数字を挙げてください。

上田公営競技事務所長 一般質問でも回答しましたが、予算を組む段階では先ほど説明したとおりの予算を組んでいましたが、確かに29年度に入ってからなかなかその成立状況が、この賭け式自体が浸透しきれないところもあり、20日以上要する時期がありました。ところが予算編成が終わること、今年の1月の山陽のGⅡの開催ごろから、成立状況は良くなってきています。これについては日本写真判定株式会社とのいろいろな協議をする中で、ホームページのサイト面の工夫とか、いろいろなキャンペーンをする中で、成立状況が上がってきています。三日から四日に1回、最近では2月中旬ぐらいから三日に1回、この10日前ぐらいでは2月20日から二日に1回のペースできています。29年度の成立が33回ということで、こうした状況が急にきていますので、今後の状況も踏まえていますが、回復の状況にはなっていると捉えています。それと会員自体も増えており、昨日の時点で1万6,504人です。

河野朋子委員長 昨年から1万人ぐらい増えた感じですか。

上田公営競技事務所長 去年の4月当初が6,223人ですので、1万人増えている状況です。

河野朋子委員長 繰入金で、基金の繰入金をこのようにされていますが、予算上でそれぞれの基金の残高をお願いします。

上田公営競技事務所長 財政調整基金については、平成28年度末になりますが、約1億1,596万円、施設改善基金は平成28年度末で4億4,700万円になっています。

河野朋子委員長 リース料は施設改善基金から取り崩して、今から支払ってい

くということになるんですね。その辺りの見込みは。

上田公営競技事務所長 リース料の支払については、予算上では基金を取り崩して支払うような形になっていますが、実際は取り崩さずに、債務解消額を引いた額が累積赤字の額に入るようになりますので、三つの累積債務の解消をしていくようになりますので、今後は交付金の猶予の返済が今年度で終わりますので、リース料と累積赤字額ということ踏まえた中で、解消していくことになります。

河野朋子委員長 意味は分かるんですけど、施設改善基金の残額は今後どうなるのかということで、それを取り崩してリース料に充てるということは、基金の残高は今後どのようなようになるのかという見通しです。

上田公営競技事務所長 施設改善基金、リース料の支払については、取崩しはしていません。ただ、これについてはいろいろな施設改善に伴う、必要があったときに下ろしていくことになりますので。

河野朋子委員長 歳入はもういいですか。それでは歳出に入ります。

宮本政志委員 駐車場等の借地ですが、使用料及び賃借料の中に年間の土地の借地料が入っているんですか。

上田公営競技事務所長 今、駐車場で借地料を払っているのは、ここではなく、包括的民間委託料の中から支払うようになっています。

宮本政志委員 年間どのくらいですか。

大下公営競技事務所副所長 駐車場の部分だけですが、年間900万円強です。

宮本政志委員 どのぐらいの面積ですか。

大下公営競技事務所副所長 4万ちょっとの平米数です。

宮本政志委員 ここ最近、5年、10年、変化なしできているんですか。

大下公営競技事務所副所長 ほぼ変動はありません。

宮本政志委員 すごく大きなレースがあれば駐車場に車が止まることがあると思うんですが、普段は空いているので、大きなレースがあつて駐車場がいっぱいではない、ほとんどの部分というのは、ほかに貸したりとか活用して行って、収益をそこにつなげていくということを考えていないんですか。

上田公営競技事務所長 この借地契約については、オートレース事業の目的のための借地になっていますので、ほかの用途への利用というのは、できないことになりますので、まずは土曜、日曜等で多い場合は幾らかあそこに止まることはあると思いますが、ほかのイベント等での活用も視野に入れながらやっていきますが、なかなか処分がすぐには難しい状況にありますけど、必要、不要部分の対象も整理しながら協議していきたいと考えています。

河野朋子委員長 この件は、今初めて言われたわけではなくて、何年も前から委員会の中で指摘していますし、検討してくれということはかなり前ですよね。その研究はどの程度進んだのかということですが、委員会の中ではかなり前から指摘があつたんですが、回答も検討していきますという同じ回答で、使っていない財産があつて、それを有効に活用してほしいとか、市民の税金が無駄に使われているんじゃないかという指摘がずっとあつたわけですが、どこまで進んでいるのかというのがあればそうですし、何もなければそれでいいです。

上田公営競技事務所長 市民の税金と言われましたが、これは全く市民の税金は投入されていません。それで、我々も全然努力していないわけではなくて、いろいろな活用がここは進んでいます。オートレース事業の目的と言いましたが、オートレース事業に関わって、いろんな形で理解をいただいている団体があります。例えば商工会議所の青年部とか、そういったところで今度の3月11日にリレーマラソンがあります。入場者も1,000人増も見込んでいる状況の中で、場外発売にも寄与できるようないろんな提案があって、ここまできています。年間では回数では少ないかもしれませんが、そうしたところの活用も進めていますし、パラサイクリングに関連したイベント、もちろん上の池の前の駐車場はオートレース事業に関する駐車場ですが、なかなか広大な駐車場の活用というのが非常に難しいところがありますけど、今までと違った新たな活用も進んできていますので、そういったところは今後進めていきたいと考えています。

高松秀樹委員 今、市民の税金が投入されていないと言われましたが、そうすると900万円はオートの売上げからという意味ですね。聞いているほうは、市民の税金が投入されていないから関係ないでしょって聞こえるんですよ。山陽オートの運営はどこのお金でしているんですか。

上田公営競技事務所長 全く関係ないという意味で言ったわけではありません。我々の人件費も小型会計の中で運用されています。歳入自体はオートレースの売上げとなっています。

高松秀樹委員 私たちが審査している意味をよく考えてもらいたいの、税金ではないんですよとしてしまうと、そしたら私たちは一切口を挟めないと感じてしまうんですが、そうじゃないと思うので。合併してからずっとこの話は続けていて、一所懸命やっておられるけど効果が出ていないということだと思いますけど、多くの市民の皆さんが「あれってどうなの」という思いがあるのも事実ですので、それは真摯に今後も受け止め

てもらいたいと思います。

河野朋子委員長 この借地の目的は駐車場として契約しているということではないんですよね。今後もその目的は変わらないということではないんですか。駐車場として今後も借地を続けていくということなのか、そこも含めて検討を内部でしているのかということも含めて、きちんとしてもらわないと、ずっと同じことを繰り返しているという感じがするので、駐車場としての借地契約を継続していくのかについていかがですか。

川地総合政策部長 この土地については、昭和40年にオートが開場してからずっと借地できています。あくまでもオート会計の土地借上料なので、これを一般会計が買うということは困難です。これはオートだけではありません。一般会計でも、特に山陽地区については土地の借上げがかなりありますので、現在この辺も含めて全庁体制で土地の借上げについてどうするのか、どういう方向でするのかについても検討しています。オートについては、一般会計で買うことができませんので、今後有効活用するのか、あるいは一部分でも戻すことができるのか、ただ戻すとなると契約上、原状回復義務がありますので、農地に戻すのかということも慎重に協議しなければなりませんので、時間を掛けながら現在研究をしているということです。

高松秀樹委員 時間を掛けながらということですが、今までそのような協議を地主とはしているんですか。

上田公営競技事務所長 細かく市の方針を出すということはないんですが、いろいろな情報を得ながら、毎年契約を更新していますので、少しずつ話はしていきたいと考えています。

宮本政志委員 原状回復、田に戻して返すというのはとんでもない費用が掛かるので難しいんでしょう。それは分かります。昭和40年のときの近隣

の状況は田が多いし、第一次産業はまだ力が入っていたんでしょうが、今は時代も変わってきているので、その辺を地主と話をして返せるものは返す。返すのに50年前に原状回復すると約束したけども、今の地主は田に戻して返されても困ると思うんですよね。そこをどう折り合いを付けていくかも含めながら、余り使われていないところは今度どうしようかということを考えてもらいたいですけど。

川地総合政策部長 言われるとおりでと思います。契約の単価が昔のことですから、米一俵で計算されていたりしてしまして、合併した当時に全部集めて実際どうするのかという話で、中には年間通して5%ずつ落としていくとかいう交渉もできたところもありますし、相手のあることですので、なかなかそういうわけにはいかずに、このままというところもあります。実際、どうやって返すのかという問題もあります。相手の意向もありますし、農地で返す場合の計算もしましたが、言われるとおりとてつもない、現実的ではない金額が出てきますので、その辺も含めて慎重に、いろいろな面で、この場合はこうするとか、この場合は購入してほかの用途に使うべきだとか、そういったことをいろいろ研究しています。

河野朋子委員長 よろしく申し上げます。

高松秀樹委員 委員会も新しくなったので、包括的民間委託の算出の仕組みを説明してもらえますか。

上田公営競技事務所長 包括的民間委託料というのは、積上げではなく、平成19年に日本トーターと包括的民間委託を結んでいます。開催に係る収支、資料2ページで、ほかの重勝式とか開催以外に係る収支を除いた部分の開催収支に係る収支、ここで成立するような形となっています。例えば歳入は本場開催の売上げの収入、そして場外受けをしたときの事務協力費の額に対しての払戻金がまずあります。56億4,000万円の払戻金があります。JKA交付金の額もあります。③では賞典費、いわゆ

る選手の賞金等がありますが、そのような経費を支払った残りが市への収益保証、予算では6,000万円、包括的民間委託料6億2,000万円が挙がっていますが、これが当初の契約の額になっています。予算の中で、歳入歳出に関わる1,939万9,000円のプラスアルファが出ていますが、これを精査の中で協議して、日本写真判定と市で配分することになります。逆に歳入引く歳出がマイナスになれば両方で協議して、委託料と収益保証が変わってくることになりますが、収益保証から累積債務の解消という山陽小野田市の事情がありますので、今までの協議の経緯としては収益保証をできるだけ確保しながら包括的民間委託料で調整しているという状況になっています。

高松秀樹委員　今回が6億2,000万円、もちろんまだ決算が出ていないんでしょうけど、予定として今年度はどのくらいになるんですか。

上田公営競技事務所長　売上げは平成28年度が77億で、包括的民間委託料は約6億1,000万円だったと思うんですが、今年度は77億まではいかないということで、試算していますが、包括的民間委託料のところは6億1,000万円を下回る状況になっていますが、これについては日本写真判定との協議になりますので、十分な協議は精査の中でやっていきたいと考えています。

河野朋子委員長　契約は5年でしたね。

上田公営競技事務所長　平成29年度から5年間の契約となっています。信用失墜事項や契約に反することがなければ、また更に5年という契約になっています。補足ですが、重勝式は別の契約になります。

笹木慶之委員　JKA交付金ということですが、以前は日動振、日本小型自動車振興会というのが競輪と一緒にあってJKAに変わったんですが、市から直接地域公益事業ということでやっていますよね。それはそれでい

いんですが、オートレースの貢献でもう一つ、J K Aからの助成金制度がありますよね。市のほうは交付金として出すばかりですが、J K Aが社団法人等に対して、還元措置というか、助成されるということで、そういった車がだいぶ走っていますように見えるんですが、心配なのが日動振の場合は6場でしたから、多少厚くされていたと思うんですが、J K Aになってからのその辺りの助成の動きは従来と変わっていませんか、社団法人等に対して。

上田公営競技事務所長 J K A交付金については、売上げの中から交付して、その財源を基にして各補助事業があります。これは制度に基づいて行われるわけですが、一時期、船橋があったときは6場の財源を使って補助事業をする、それが優遇される時期もありました。今は何年か前か、全国的に宣伝して、そうは言ってもこの制度があるということは、いろいろな中で紹介があったりした時期もありました。特に強化月間、年間があったんだろうと思いますけど、二、三年前もJ K Aの上層部が市に来られて、そのときに教育委員会のほうでも補助事業をやった時期がありました。実際、高泊小学校でも茶摘みに関する取組があったんですけど、それに対する助成ということをやった時期もありましたし、今後もそういうスタンスは変わってないと思います。こちらにも助成に関する問合せもありますし、そういったところはJ K Aの補助事業の担当部がありますので、そういったところと連携しながら助成ができるような努めはしていきたいと考えています。

川地総合政策部長 補足ですが、J K A補助金について山陽小野田市として取れるものは取ろうということで、平成28年、29年の2か年で環境調査センターの検査分析器について申請し、2分の1なり3分の1なりの補助金をもらっています。これに関しては早くから申請しないと、締切りが早いので、毎年実施計画が出てきますと、対象に乗りそうなものについてはなるべく取っていきこうという方針でいます。

笹木慶之委員　やはり有効な財源で、余り見えない財源なんですよ。ところが結構幅広いスタンスの中で対応力を持っているような気がします。もちろん行政だけではなく民間の社団法人等に対してもしっかりとアピールをしながら、この事業の公益性のあるべきものを理解してもらうためにもしっかりとこの財源を使っていくというか、やはり限りあるものですから、重要な財源ですからしっかりと利用してほしいと。その窓口は公営競技事務所が一番情報が早いわけですから、その情報をきちんと皆さんに伝達するようにしっかりとやってほしいと思います。

河野朋子委員長　市の行う地域公益事業の件ですが、その辺の予定というか、1, 100万円予算としては挙がっていますが、その辺はどうですか。

川地総合政策部長　地域公益事業なので、一般会計の直接の事業には見えませんが、予定は1, 100万円ほど使う予定にしています。内容としては、みつば園改修事業とか、学校施設の放送設備あるいは電話設備の更新とか、公民館施設の整備とか、図書館の整備とか、そのようなものに充当する予定にしています。

長谷川知司委員　21ページの調査委託料の内容はどのようなものですか。

上田公営競技事務所長　耐震診断を平成26年度に行いましたが、その対象となっている東西スタンド、投票センターの2階部分がありますが、それに対して、これまで実施設計も行ってきましたが、そういったことも踏まえて、今後の施設の在り方の計画を見直すためにほかの方策も含めたメリット、デメリットなどを比較対象するような内容の調査として、この調査費用を組んでいます。

長谷川知司委員　山陽オートだけではなく、ほかのことも含めて在り方を考えていくということですか。

上田公営競技事務所長 東西スタンドなど耐震診断の対象となっている施設についての計画になります。

長谷川知司委員 あくまでもオートという中での、今あるスタンドをどのようにするかと、大きいオートという枠の中での耐震化に伴う考え方ということでもいいんですか。

上田公営競技事務所長 対象は東西スタンドになるんですが、耐震化の改修かそれ以外のやり方か、そのメリット・デメリットを比較して、今後の方向性をはっきりと決めるための調査費です。

河野朋子委員長 それでは、質疑を打ち切りまして、討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、本議案について採決します。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。それでは休憩します。11時5分から再開します。

午前10時56分 休憩

午前11時5分 再開

河野朋子委員長 委員会を再開します。審査番号3番の議案第31号について執行部の説明を求めます。

河口企画課長 議案第31号は、山陽小野田市電源立地振興基金条例を廃止する条例の制定についてです。平成19年度に、国から発電用施設周辺地域整備法に基づく電源立地地域対策交付金の交付が決定されたことを受

けまして、山陽小野田市電源立地振興基金を設置しました。この交付金は、発電用施設のある本市の産業基盤の整備及び市民福祉の向上を図ることを目的として交付されるものです。交付金の額については、山口県内で発電された電気が、県外に供給されている電力量で算定されることとなっていますが、地球温暖化防止の観点から、原子力、地熱、水力による発電量にウエイトが置かれていまして、県内には原子力及び地熱発電所が立地しておらず、水力による発電量の割合も少ないことから、平成18年度までは本市が交付対象になることはありませんでした。こうした中で、平成19年度においては、県内の発電量が増加したことに伴い、初めて市町村への配分枠が発生したことから、本市へも交付金が交付されることとなり、平成19年度に2,128万5,000円、平成20年度に2,117万4,000円の交付がありました。また、平成21年度以降、交付金が交付されなくなった後も、市単独財源で平成20年度に754万1,000円、平成21年度及び平成22年度にそれぞれ500万円ずつを積み立てました。この基金を活用しまして、平成20年度から市内の社会教育施設、文化・スポーツ施設、福祉会館などの維持補修を年次的に行い、合計で30の事業に6,010万3,772円を活用してまいりましたが、本年度末をもって全額を充当し終える見込みとなり、所期の目的を達成することとなりましたことから、この基金を廃止しようとするものです。御審査のほど、よろしく申し上げます。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。結局、国からの交付金は今後、交付される見込みがないということですか。

河田企画課課長補佐 電源立地の交付金ですが、基本的には山口県への交付はありますが、市町村への配分枠が生じたのが19年度に限ったことということで、数字はなかなか国でも想定していないということですので、今後も交付はないということで話を伺っているところです。

河野朋子委員長 基金残高も今はゼロということによろしいですか。（「はい」

と呼ぶ者あり) 特に質疑がなければ打ち切ります。採決をします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。討論を言い忘れてましたが、いいですか。(「いいです」と呼ぶ者あり) 討論もないということでもいいですね。(「はい」と呼ぶ者あり)

(執行部入替え)

河野朋子委員長 続いて審査番号4番、議案第28号について執行部の説明をお願いします。

辻村人事課長 議案第28号は、山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてです。今年度開催した特別職報酬等審議会の答申において、市議会議員の報酬と同様、監査委員、教育委員、農業委員の報酬について、削減額を現行の10%から5%に変更するよう答申がなされたことから、これを尊重し改正するものです。なお、固定資産評価審査委員会委員、介護認定審査会委員、障害支援区分認定審査会委員の報酬の額についても同様の措置としていることから、同じくカットを5%に変更することとしています。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので質疑を受けます。特になしでよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) 質疑がないということで、討論はなしでもいいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) 討論もなしということで、本議案について採決をします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。続きまして議案第29号について説明をお願いします。

辻村人事課長 議案第29号は、機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてです。機構改革のため、平成30年4月から組織の名称が変更されることに伴い、名称変更に伴う改正及び幼稚園就園奨励費等の業務を教育委員会から子育て支援課に補助執行することに伴い、関係する条例について所要の改正を行なうものです。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので質疑を受けます。質疑はありますか。よろしいですか。質疑なしということで、討論はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）討論もなしということで採決します。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。

（執行部入替え）

河野朋子委員長 審査番号6番の議案第30号について審査します。

岩村消防課主幹 議案第30号は、山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するものです。平成30年4月1日から、一般職の職員の給与に関する法律の改正により、扶養手当支給額が改定されることとなったことに伴い、山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項で定められている補償基礎額の加算額について改正を行います。改正内容は、第5条第3項中「、第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に、「267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者

がない場合には、そのうち1人については333円)を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円)」を「333円」に改めます。現在、山陽小野田市消防団員において、山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例による扶養手当の支給を適用している消防団員はおりません。以上で説明を終わらせていただきます。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。

笹木慶之委員 対象者がいないということですが、制度として今後起こり得るということも含めてお聞きします。元の条例が手元にないのでお聞きしますが、1号は誰ですか。

岩村消防課主幹 1号は配偶者(婚姻の届をしないが、事実上既婚関係と同様の事情にある者を含む)というものです。2号は22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に当たる子。3号は22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある孫。4号は60歳以上の父、母及び祖父母。5号は22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある姉弟。6号は重度心身障害者となっています。

河野朋子委員長 ほかに質疑はよろしいですか。いいですね。討論はいいですか。(「なし」と呼ぶ者あり)本議案について採決します。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。それでは委員会を休憩いたします。

午前 11 時 22 分 休憩

午後 3 時 再開

河野朋子委員長 それでは、総務文教常任委員会を再開します。本日は、請願第 1 号について審査をします。埴生地区複合施設建設に伴う Jアラート設置について請願をいただいておりますので、それを議題として審査を行いたいと思います。本日は紹介議員としまして、河崎議員、水津議員に来ていただいております。参考人として、水田三代春さん、林紀男さんに来ていただいております。出席ありがとうございます。それでは委員会を代表いたしまして一言お礼を申し上げます。本日は、お忙しい中に本委員会に御出席いただきまして、ありがとうございます。本日は忌たんのない御意見を頂戴いたしまして、しっかりと審査したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。本日の議事についてお話ししますけれども、本請願について、まず紹介議員、次に参考人から御意見をいただこうと思っておりますので、その後、質疑に入りたいと思います。なお、参考人におかれましては、委員長の許可を得て発言くださるよう、お願いします。発言の内容は、問題の範囲を超えないよう御協力をお願いいたします。また、参考人から委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、こちらからの質問に答えていただきたいと思っております。その辺りを御了承いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。それではまず初めに、請願について紹介議員より説明をお願いしたいと思います。

河崎平男請願紹介議員 お手元の請願書があるとおり、紹介議員として河崎と水津が参っております。代表して、簡単ではありますが趣旨、内容を説明させていただきます。昨年の 11 月 16 日に埴生地区自治協との協議の中、また埴生地域 4 人の議員との意見交換の中で、まちづくりについていろいろと意見交換をし、話を進める中、平成 11 年 9 月に埴生の海岸沿いの地域が高潮によって甚大な被害を受けたということで、埴生の

住民にとっては毎年、台風や豪雨についてはいつも不安を感じるということでありました。そのためにも、是非対応策が必要となります。については新しく埴生の複合施設ができるのに伴い、Jアラートを設置してほしいという意見がたくさん出されたところです。住みよいまちづくりを推進するため、まちづくりの指針となる第二次総合計画も策定され、その中でも「市民の安心、安全な暮らしを確保するため、災害に強いまちづくりを推進する」とあります。埴生地域住民の安心、安全を確保するためにも、公共としても必要であるJアラートの設置をお願いするものであります。埴生地区複合施設整備事業も平成31年度の完成予定であり、早急の対応を議会に重ねてお願いするものです。以上、簡単ではありますが、紹介議員として御説明差し上げました。

河野朋子委員長 次に、参考人のほうから説明をお願いします。

水田三代春参考人 改めましてこんにちは。埴生地区自治会協議会の水田と申します。よろしくお願いいたします。埴生地区で平成11年の台風18号によりまして大変な被害を受けました。それによりまして、地域の皆さんがいろいろ毎日不安を抱えながら生活をしている、今度台風が来たらどうしようかということで、その市民の皆さんの意見を含めて、埴生地区の安全、安心を我々がどうにか保っていかなくてはならないということで、自治会協議会としましても新たに公共複合施設ができますので、その設備の中にJアラートを盛り込んでいただきたいという要望がたくさんありましたので、請願書を提出した次第です。総務文教常任委員会さんにおかれましては、大変忙しい中我々の意見を聞こうという時間を設けていただきましたことを厚くお礼申し上げます。詳細等については、事務局長の林くんから説明をさせていただきます。

林紀男参考人 下市に住んでいる林紀男です。実は、この対策というのは私自身としては危機管理対策という認識でいます。ですから、もしそういう事が起きたとき、犠牲者が出たらどうなるかということを認識している

わけです。平成11年のときにはお陰で犬が1匹と鶏が多少死んだというレベルの犠牲者でしたが、あのときは住民の皆さんもまだ若かったんでしょう。泳ぐことも可能でしたから、水の中を泳ぎながら安全地帯に行ったという実情があります。ただ、今は平均年齢が60を軽く超して70近くになろうかという住民の方がたくさんいます。そういう中で我々住んでいる人間としては、幾ら年をとっても犠牲者を出してはならんということで、危機管理という面からJアラートを是非取り入れていただきたいと思っています。中にはJアラートは余り効果がないという話もされていますが、実際に私たちの住んでいるところは1,000世帯、埴生は1,900世帯。津布田は除きますが、そのうち1,035世帯は対象地域になっています。確率について53.1%がJアラートを付けた場合に対象の世帯になろうかと思えます。特に旧2号線の南側は住居が詰んでいまして、お年寄りが多いです。そういう面では、危機管理からも設備を早くしていただきたいと。特に街宣車やラジオがあるじゃないかという話も聞きますが、本来、いろいろな情報の提供の仕方があろうと思えます。あるときはJアラート、あるときはサイレン、あるときは電話という格好になります。ただ、地震が仮に起きた場合は電気はほとんどシャットアウトされます。Jアラートは恐らく自家発電もできるということですから、効果は絶大なるものがあるかと思えます。なおかつ、現在サイレンがあります。昔は、家の火災が起きたときには3回鳴るとか、山火事では2回とか、そういう規則がありました。最近ではその規則も十分発揮されず、サイレンそのものを否定される方がいらっしゃいます。それは、民主主義の中では、皆さんの意見を聞きながら実施するのが当たり前のことだと思いますが、一部の不平・不満で立ち消えたということについては憤りを感じている次第ですが、せめて危機管理という面からJアラートは是非必要だと思っていますので、議論していただければと思います。以上です。

河野朋子委員長 ありがとうございます。紹介議員と参考人の方からお考えをお聴きしましたので、委員から質問させていただきます。

宮本政志委員 この資料の7行目にある、このたび複合施設新設に伴い設置してほしいということですが、複合施設の中に設置をしてほしいのかというのが1点目。もう一つは防災ラジオが、大体埴生地区の中心に1,900世帯のうち1,000世帯ちょっとで、どのくらい普及しているのかを把握していれば教えていただきたい。

林紀男参考人 防災ラジオは山陽小野田市全体で1,000台ということですから、自治会長が持っているぐらいだと思います。自治会長が43人いますから、50人は行ってないと思います。推測ですいません。施設に設置については、せっかく新しい施設ができるわけですから、古い建物に新しいものを作るよりもコスト的にも安く付くのではないかという解釈です。サイレンを撤去するという話もありました。サイレンに替わるものとしてJアラートしかないわけです。そういうチャンスを逃したくないのが本音です。

河崎平男請願紹介議員 宮本委員の御質問で、Jアラートをなぜ複合施設にということですが、新しく埴生の地域の中心のところにできるというのが一つ。ちょうど前回、被災に遭ったところの500メートル範囲が、埴生の中心市街地に500メートルがほとんど入るんです。こういう状況から、新しく複合施設に作ったら効果があるということで、皆さん思われていました。そういった中で複合施設にということなんです。

高松秀樹委員 今日紹介議員として水津議員も来られているので、水津議員の意見も聴きたいなと思います。

水津治請願紹介議員 今日は大事なお時間をいただきましてありがとうございます。御案内のように、私どもの地区は菊川断層が27キロにわたってあります。この断層については、確実度が1ということで確実な断層であることと、活動度がBランクということで、活断層と言われています。

私どもも、この菊川断層が非常に気になっているところで、もしこれが活動すれば私どもの埴生地区のほうにも被害が及ぶということの懸念をしています。Jアラートの設置を、この活断層のある地域に設置をしてほしいなという希望を持っています。

高松秀樹委員 水田会長のお名前でお出されているんですが、水田会長は埴生地区自治会協議会の会長ということで、埴生の自治会長の皆さんも全く同一の意見で、今日は代表してということですか。

水田三代春参考人 私ども、新しく4名が議員になりました。議員と自治会協議会で一遍話し合いをしましょうということで、公民館で話をする機会を持って、いろいろお話が出ましたが、皆さんこの件については是非やってもらいたいという意見でした。自治会長全員を集めてはいません。津布田地区、中村地区、町中地区、小埴生地区の4ブロックに分かれています。そしてブロックごとに3名の理事を出し、計12名、福田地区と大持地区は別途1名ずつ出して計14名で構成しています。その中での話です。43自治会ありますけれども、この自治会長全員を集めた話ではありませんが、各ブロックの代表が出ていますので、一応皆さんの声ということで判断しています。

笹木慶之委員 私の聞き違いかもしれませんが、先ほど津布田地区を除くとおっしゃったように聞こえたんですが。

林紀男参考人 率を出すときに、埴生地区だけのほうが分かりやすいと思って申し上げました。津布田を意識的に外したのではなく、埴生全体の中の半分はこのJアラートの対象に入るということを言いたいがために申し上げました。

森山喜久委員 このたびは埴生の複合施設設置に伴ってという話だったんですが、例えば埴生漁協の施設を使うなど場所の検討は何箇所かされたんで

すか。

林紀男参考人 実は埴生漁業組合の会員の方もほとんど亡くなって、何百人っておったんですけど、もう何十人の桁です。将来、四、五年のうちには一桁になるかもしれません。建物も非常に古いです。そういう面では、そういう場所もいいたろうという話もありましたが、やはりこれからずっと未来永劫に続くということになれば、やはり中心地がいいんではないかということで決めておるわけです。

水津治請願紹介議員 今の話に関連して資料を用意しているんですが、提出をさせてもらってよろしいでしょうか。位置を示すためのものであらうと思うんですが。

(資料配布)

河野朋子委員長 では説明をお願いします。

水津治請願紹介議員 お手元に配布させていただいた資料は、当市のハザードマップをコピーいたしました。円の中心に、3の埴生中学校の下に点があります。ここが、複合施設が建つところと御理解いただいて、屋外の拡声器が大体500メートル以内は声が届くと聞いています。その外の円は中心から500メートル以内ということでお示しをさせていただいています。位置的なものいきますと、複合施設が中心となるのが1番、一人でも多くJアラートのサイレンを聴くことができる位置になるんではなかろうかと考えております。場所についても、現在の190号線、以前の2号線ですが、少し高い位置にありますので災害に遭いにくいという場所と併せて、当地区での中心的な地域になろうと思っています。資料の説明をさせていただきました。

長谷川知司委員 既存の埴生中学校のほうが高いですね。校舎も3階建てであ

ちらのほうがいき目がいくかなと思うんですが、それは考えられなくて、今回の複合施設ということですか。

林紀男参考人 同じ場所です、中学校と複合施設は。そんなに変わらないんじゃないですか。

長谷川知司委員 高いほうが音が遠くに届きますから、高台に設置するほうが効果的かなと感じたんですが。

林紀男参考人 十分高さは維持できると思います。公民館も海拔10メートル以上あると思いますから。そういう面では大丈夫だと思いますけど。

河崎平男請願紹介議員 先ほど、長谷川委員から埴生中学校にという意見もあったんですが、市民、住民の社会教育の関係とかも含めて、この複合施設、住民が利用しやすいという建屋を利用するという理由でして、学校のほうだと管理面等についても学校施設というものもありますので、社会教育の面でということも若干考えておられたようです。

河野朋子委員長 詳しく説明もいただきましたし、地図も付けていただきましたので、請願の趣旨が大体皆さん理解できたと思います。今日は、請願者に来ていただいて、紹介議員にも来ていただいていろいろ御意見を伺うことができましたので、いただいた意見を基に今後委員会の中でこの件についてしっかりと十分に審査をして、結論を出したいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。

(請願紹介議員、参考人、退室)

河野朋子委員長 請願者の御意見を聴きましたので、これを基に13日の委員会で改めてもっと深めて、最終的な結論を出したいと思いますので、こ

の件についてはそのようにしたいと思います。先ほど、事業について総務課から聞きましたけど、さらに今の請願者の意見を聴いた上で、もう少し担当課にいろいろ確認したいことがあるのではないかと思いますので、13日にはそれも含めて執行部に来ていただいて、それを終えて、最終的に詰めていきたいと思います。それでは、今日はこの委員会は閉じますので、お疲れ様です。

午後3時24分 散会

平成30年（2018年）3月7日

総務文教常任委員長 河野 朋子